府政記者室、経済記者クラブ 同時資料配付

令和 4 年 9 月 30 日

## フードドライブで"もったいない を ありがとう"へ

~ 食品ロス削減月間(10月)の取組について ~

- ■京都府では食品ロス削減月間に合わせ、近畿府県初の取組として、企業・団体で のフードドライブ(※) 実施の呼びかけを開始します。
- ■また、コンビニ・スーパーでの「てまえどり」啓発や「わたしのエコ自慢」川柳 の募集等を行いますので、食品ロス削減の気運醸成への御協力をお願いします。
- (※) フードドライブ:家庭で使い切れず余ってしまった食品を集め、必要とする方へ行き渡る よう寄付する活動

#### 1 フードドライブを実施する府内企業・団体の募集を開始

要】企業・団体が、従業員の家庭で余剰となる食品を集め、フードバンク に寄付していただける企業・団体を募集します。

企業・団体が行う範囲



【募集開始】令和4年10月3日(月)

【応募要件】府内に事業所等がある企業、団体 ※現在フードドライブ活動を行っているかどうかは問いません。

【応募方法】京都府ホームページ「フードドライブを実施してみませんか?」 (https://www.pref.kyoto.jp/junkan/news/2022syokulossgekkan.html) から申込書様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール又は FAX にてお申込みください。

「申込先」京都府府民環境部循環型社会推進課

「メール」 junkan@pref. kyoto. lg. jp

[FAX] 075-414-4710

- 【その他】・府ホームページにフードドライブ実施マニュアル等を掲載するほ か、申込みいただいた企業・団体には、フードドライブ活動に活用 できる「のぼり」をお渡しします。
  - ・報告いただいた実施結果は府ホームページに掲載します。

### 2 消費者向け一斉啓発

- (1) コンビニ・スーパー店舗での「てまえどり」啓発
  - ①ポスターや POP による啓発
    - ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
    - ・株式会社ファミリーマート
    - ・株式会社ローソン



(次頁あり)

#### ②デジタルサイネージを活用した啓発

・イオン株式会社(イオンチャンネルでの放映)

#### (2) 広報媒体を活用した啓発

府内の主要な駅構内等 12 ヶ所のデジタルサイネージ、府の YouTube チャンネル、Twitter 等の SNS 及びラジオにより、外食の食べ残し対策や賞味期限・消費期限の違いについての啓発を行います。

(3) 「エコ」に関する川柳を募集 - 「京都サラ川 2022 『わたしのエコ自慢』」 第一生命保険株式会社との包括連携協定に基づき、食品ロス削減など、「エコ」 に関する川柳を 10 月 23 日 (日) まで募集しています。

【募集期間】9月20日(火)~10月23日(日)

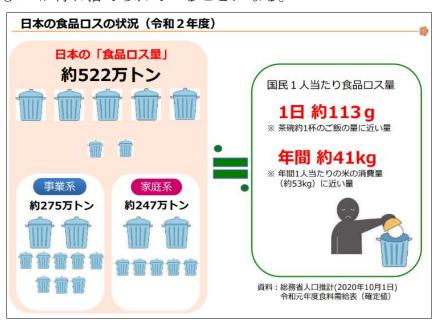
【テーマ】わたしのエコ自慢

【応募方法】右の二次元コードから専用サイトにアクセスし、 入力フォームから応募



#### <参考>食品ロスについて

- ・ 食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。
- ・ 日本における食品廃棄物等の排出量は年間約2,372万トン\*であり、このうち「食品ロス」は522万トン\*発生していると推計されている。
  - ※農林水産省及び環境省「令和2年度推計」
- ・ 食品ロスを国民一人当たりに換算すると"お茶腕約1杯に近い量(約113g)の食べ もの"が毎日捨てられていることになる。



資料:農林水産省「日本の食品ロスの状況(令和2年度)」

#### 【本報道発表に関するお問合せ】

府民環境部循環型社会推進課 課長 峯 勝之 TEL 075-414-4781 参事 田中 正則 TEL 075-414-5137





## 皆さんの職場でもフードドライブを実施してみませんか?

## フードドライブとは?

家庭で使い切れない食品を集め、必要とする方 へ行き渡るよう寄付する活動です。

昨今、コロナ禍や物価高等で食品を必要とされる方が多い中、フードドライブを行うことは SDG s だけでなく、地域への貢献にもつながります。



▲フードドライブの様子

# そこで・・

京都府では、令和4年10月3日(月)より、フードドライブに取り組む府内の企業・団体を募集します。詳しくは、府ホームページをご覧ください。

応募いただいた企業・団体には、フードドライブで活用いただけるのぼりを ご提供し、フードドライブの取組結果を府ホームページで公表します。

## 受付可能な食品の条件の例

・常温保存が可能のもの

・成分またはアレルギー表示のあるもの

・賞味期限の記載があるもの

・未開封かつ破損していないもの

- ・商品説明が日本語で表記されているもの
- ・賞味期限まで | ヶ月以上の期間があるもの ※自家製の加工食品等は除く。

<問い合わせ先>

京都府 府民環境部 循環型社会推進課 循環・リサイクル係

メール junkan@pref.kyoto.lg.jp

電話 075-4|4-47|8

FAX 075-414-4710